

資料1

平成31年2月14日
戦略企画部
総務部

平成31年度
三重県経営方針(最終案)
(暫定版)

平成31年2月
三重県

目次

はじめに ～平成 31 年度の三重県経営にあたって～	1
1 注力する取組	2
(1) 災害に強い地域社会をつくるために	2
(2) 誰もが安心して暮らし続けられるために	5
(3) 若者の県内定着につなげるために	9
(4) 強みを生かし国内外から選ばれ続けるために	12
(5) スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために	15
2 政策展開の基本方向に沿った取組	17
(1) 守る	17
(2) 創る	20
(3) 拓く	23
3 行政運営	25
4 県民の皆さんからの信頼回復に向けて～コンプライアンスの推進～	28
5 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～	30

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むこととし、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けた取組の中から、毎年度特に重点化する内容を選定して取り組んでいくこととしています。人口減少以外の課題についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、重点化を図っていくこととしています。
- こうした考え方のもと、毎年度の「三重県経営方針」において当該年度の「重点取組」を記述し、機会を逃がさず最大限の成果を得ることをめざします。

※「重点取組」については、「1 注力する取組」の中で、その他の平成 31 年度の重要課題と一体的に記述しています。

※本案については、統一地方選挙を控え、平成 31 年度当初予算は骨格的予算として説明すること、また 5 月 1 日に改元が予定されていること等も踏まえ、最終案の暫定版として取りまとめたものです。

はじめに ～平成 31 年度の三重県経営にあたって～

平成 31 年度は、元号が改められる節目の年度です。

「平成」の時代を振り返ると、私たちを取り巻く社会経済情勢は、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、人口減少や超高齢化の進展に伴う市場の縮小などにより、従来の社会モデルが通用しない時代に入っています。また、「平成」は災害の時代ともいわれるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨災害や地震等、「想定外」「数十年に一度」の大規模自然災害が頻発し、私たちの命や暮らしの安全・安心が脅かされてきました。さらに、この間、パソコンやスマートフォンに象徴される情報技術が進歩し、社会経済システムにイノベーションをもたらし、生活のあり方を大きく変えています。

三重県でも平成 19 年をピークに総人口が減少に転じ、紀伊半島大水害等県内に甚大な被害を及ぼす自然災害が発生しました。県内経済は、リーマンショックの影響を受けるなど厳しい時期もありましたが、それを乗り越え、平成 28 年度の県内総生産（実質）は過去最高を記録しました。また、伊勢志摩サミットを通じて、先人が時代を超えて育んできた「自然と人との共生」や「伝統文化の継承」、「多様性への寛容」などの精神性や価値について、県民の皆さんとともに、あらためて認識することができました。

こうした中で、新しい時代の始まりに際し、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんが夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍しつづけられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければなりません。

平成 31 年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度となります。これまで 9 割以上の施策がおおむね順調に推移しているものの、進展度が遅れている施策も一部残っており、危機感を持って行財政運営を進めつつ、「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、着実に取組を進めていく必要があります。

平成 31 年度の三重県経営にあたっては、「未来への希望を支える安全・安心」の観点から、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組をこれまで以上にしっかりと進めるとともに、未来を切り拓くための取組にも果敢に挑戦していくこととし、次にお示しする 5 つの柱に沿った取組に注力していきます。

- (1) 災害に強い地域社会をつくるために
- (2) 誰もが安心して暮らし続けられるために
- (3) 若者の県内定着につなげるために
- (4) 強みを生かし国内外から選ばれ続けるために
- (5) スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために

1 注力する取組

(1) 災害に強い地域社会をつくるために

昨年は、大阪府北部を震源とする地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模自然災害が全国各地で頻発し、三重県においても、台風第12号、第20号、第21号、第24号等による甚大な被害が頻発しました。南海トラフ地震の30年以内の発生確率も引き上げられました。

今年は、伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目を迎えます。過去の災害を振り返りつつ、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるとともに、新たに明らかになった課題や国の緊急対策に対応しながら、自助・共助・公助の力を結集し、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策を強化していきます。

(防災・減災対策の強化)

- 平成30年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）では、高い防災意識や危機意識を持っている方の割合が前年に比べ大幅に増加しましたが、災害時に「避難しない」と答えた方の割合が増加傾向にあり、「適切な避難行動を行い、命を守る」取組の重要性が高まっています。
- 県内に大きな爪あとを残した一昨年の台風第21号、第22号に加え、昨年発生した大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、猛暑等の教訓から、住民の適切な避難行動につながる情報提供の必要性や、電気、ガス、水道等住民生活に必要なライフラインの早期復旧、ブロック塀の安全確保、学校におけるエアコンの整備など、新たな課題が明らかになりました。
- 頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等からの被害を軽減するため、新たに明らかになった課題や国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に的確に対応しつつ、災害時に地域住民が支え合う「共助」の仕組みを根付かせるなど、さまざま^{かんおう}な主体と連携し、ソフト、ハードの両面による総合的かつ効果的な対策として、『^{ちらい}観往知来¹』防災・減災対策パッケージ』に取り組んでいきます。

(ソフト対策の推進)

- 平成30年7月豪雨を踏まえ、頻発する風水害から住民の生命を守るため、適切な避難行動につなげる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援します。
- 停電への備えとして、市町が行う避難所の停電対策等を支援するとともに、

¹ 観往知来：過去のことをしっかり参考にし、将来を展望して見通しを立てること。（出典：「列子」説符篇）

引き続き、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した県民の皆さんへのメッセージの発信や、みえ防災・減災センターの相談窓口を活用した企業支援を実施します。

- ・ 伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目にあわせて、「防災の日常化」の定着を図るため、自治体災害対策全国会議や啓発イベント等を開催するとともに、「三重県防災対策推進条例」を見直します。また、防災体制の強化を図るため、大規模な風水害を想定した訓練を県・市町・防災関係機関等が連携して実施するとともに、南海トラフ地震等を想定し、近畿 2 府 7 県による緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施します。
- ・ 災害時においても必要な医療が提供できるよう、全ての病院でBCP（事業継続計画）の考え方に基づく災害医療マニュアルの策定と定着化が促進されるよう支援します。また、災害時の円滑な医薬品等の供給体制の充実を図るため、関係団体と連携し、災害用医薬品等を確保するとともに、災害薬事コーディネーター等との連携強化などに取り組みます。
- ・ 災害時における中小企業・小規模企業の事業継続を図るため、BCP策定に資する専門家派遣や講習会の開催などを支援するとともに、事業継続を考慮した経営計画の作成を促進します。
- ・ 多くの市町からの早期設置要望や平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、前倒して設置している洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計について、引き続き、市町と調整のうえ設置を進めるとともに、県民への周知を行います。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨では、土砂災害警戒区域と土砂災害の発生区域がほぼ一致するなど、あらかじめ危険性を把握する手段としての重要性が再認識されたことから、区域指定に必要な基礎調査を平成 31 年度に完了するよう取組を進めます。
- ・ 伊勢湾沿岸を対象に高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップの作成を支援します。
- ・ 暴風、大雨、高潮・高波等による農産物や養殖施設等の被害を最小限とするため、台風等への事前・事後対策をまとめた農業者・漁業者向けの防災技術マニュアルを新たに整備し周知を図るなど、現場における対策を強化します。
- ・ 国が行う防災重点ため池の基準の再設定を踏まえて、指定するため池を見直すとともに、ため池ハザードマップの整備やマップを活用した防災訓練の促進、排水機場の管理体制の強化などに取り組みます。

（ハード対策の推進）

- ・ 河道掘削やダム、透過型砂防えん堤等土砂災害防止施設の整備、河口部や沿岸部の堤防耐震対策などを進めます。
- ・ 「災害に強い森林づくり」を一層推進するため、「みえ森と緑の県民税」を活用して、新たに市町と連携した流域防災機能の強化を図る面的な森林整備を進めます。

- ・ 大規模自然災害による人的被害軽減に向けた、ため池堤体の耐震対策や排水機場の長寿命化など、ため池や排水機場等の効果的な整備を加速させます。
- ・ 県立学校では、安全性が確認できないブロック塀等の撤去と必要な代替措置に加え、屋内運動場等の天井等の落下防止については、平成 31 年度中に全棟の対策が完了するよう計画的に取組を進めます。また、猛暑に備えるため、県立学校普通教室について、全ての県立学校で空調設備が整うよう取り組み、生徒の安全に万全を期します。本年夏には、空調未整備の高等学校に、レンタルによる臨時対応を講じます。

(2) 誰もが安心して暮らし続けられるために

「人生 100 年時代」を見据え、誰もが生涯にわたっていきいきと活躍できる社会を実現するため、健康寿命の延伸などに向けた健康づくり等の疾病予防対策に取り組むとともに、医療・介護・福祉分野における人材不足などの課題に的確に対応するため、国や市町等と連携し、県民の皆さんのニーズに対応した質の高いサービスの充実に取り組んでいきます。

また、家庭の経済状況により貧困の中で希望が持てない子ども、虐待やいじめにより苦しんでいる子どもを含め、全ての子どもたちが夢や希望を持って健やかに育つことができるよう、さまざまな主体と連携し、社会全体で支援していくための取組を進めていきます。

さらに、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、互いに支え合い、社会全体で障がい者の自立と社会参加につなげられるよう、障がい者差別の解消を図るための取組を進めていきます。

加えて、新たな在留資格制度の施行に伴い、在留外国人の増加が見込まれることから、外国人材を受け入れ、ともに安心して暮らせる多文化共生社会づくりに向けた取組を進めていきます。

また、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、新たに制定する「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づく取組を進めていきます。

(健康づくりの推進)

- 健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に向けて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、「三重とこわか県民健康会議（仮称）」の設置や「三重とこわか健康マイレージ事業」の推進により、県民の皆さんの主体的な健康づくりや企業における健康経営の取組を推進します。また、健康増進法の一部改正を踏まえ、受動喫煙対策に取り組めます。さらに、総合的・計画的に自殺対策を推進するため、人材育成や啓発、市町自殺対策計画に基づく取組への支援などに取り組めます。

(医療・介護・福祉の連携と人材の確保)

- 医療と介護の連携については、「第7次三重県医療計画」及び「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を一体的に推進し、引き続き、病床機能の分化・連携や、地域における在宅医療体制の構築、医療・介護分野の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築などを進めます。
- 医師の地域偏在の解消等により、地域における医療提供体制を確保するため、「三重県医師確保計画」を策定するとともに、引き続き、若手医師のキャリア形成の支援や看護職の求職者への就業斡旋、再就業支援、医療従事者の勤務環

境改善などに取り組みます。また、医療現場の体験実習等により地域医療の魅力等を高校生や中学生等に対して発信し、地域医療を担う次世代の医療人材を育成する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催します。

介護従事者の確保に向けて、引き続き、県福祉人材センターによるマッチング支援や介護職場の魅力発信などを進めるとともに、介護助手や介護ロボットの導入を支援するなど、勤務環境の改善に取り組みます。

また、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価されるよう「働きやすい介護職場応援制度」を活用し、介護職を希望する方が参入しやすい環境の構築を図ります。

認知症対策については、「パール宣言」に基づく取組状況等の調査分析を行い、今後の認知症施策の指針を検討します。また、認知症患者のレセプトデータを調査・分析し、認知症の人やその家族を早期からケアにつなげるモデル事業を実施するとともに、その成果が他市町にも波及するよう取り組みます。さらに、全国の中でも先駆けて実施している若年性認知症対策の充実を図るため、支援の重要性等について、県民の皆さんへの周知啓発に取り組みます。

(支援を必要とする子どもたちへの対応)

子どもの最善の利益の実現に向けて、新たに「家庭養育優先の原則」を踏まえた「三重県社会的養育推進計画（仮称）」を策定し、全国平均を大きく上回るペースで実績を上げてきた里親等への委託のさらなる進展をめざすとともに、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境を一層充実します。

児童虐待が依然として深刻な状況に対応するため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、4月に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置し、県と市、関係機関が一体となった先駆的な児童相談のネットワークを構築します。また、児童虐待防止対策のより一層の充実を図るため、「子どもを虐待から守る条例」の改正に向けた調整を進めるとともに、市町や警察等関係機関相互の連携を強化するほか、児童の安全に着目したより適切な一時保護の実施に向け、人工知能（AI）技術を導入したリスクアセスメントの可能性を検証するなどの取組を推進します。

「三重県いじめ防止条例」の基本理念を踏まえ、子どもたちが安全・安心に生活を送ることができるよう、「子どもLINE相談みえ」を引き続き実施するとともに、早期に対応が必要な相談内容に対しては臨床心理士等と連携し、継続的な支援を行います。また、弁護士によるいじめ予防授業を行うとともに、「三重県いじめ防止サミット」を開催し、子どもたちや「三重県いじめ防止応援サポーター」の主体的な取組を推進します。

(子育て支援)

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」については、最終年度を迎えることから、目標達成に向けて着実に取組を進めるとともに、これまでの取組

の成果や課題、策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の改定を行います。また、平成 29 年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」結果を踏まえ、引き続き、出逢い支援や男性の育児参画の推進などに効果的に取り組むとともに、さまざまな主体と連携し、少子化対策を進めるための気運醸成に取り組めます。

- ・ 三重の子どもたちの夢や希望が、生まれ育った環境により閉ざされることのないよう、県内の貧困家庭やひとり親家庭の実態を調査するとともに、市町、関係団体と構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」等の意見を踏まえ、「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の改定を行います。
- ・ 平成 30 年度に実施した「三重県潜在保育士就労等意識調査」により、働きやすい職場環境づくりや再就職時に求められる情報等の課題が明らかになりました。10 月から実施予定の「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童の解消に向けて、関係機関と連携し、潜在保育士や新たに保育士をめざす方の就労促進や保育士の処遇改善、早期離職の防止を図るため、保育所におけるイクボス普及の取組を進めるとともに、就労を希望する方が求めるきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を保育士・保育所支援センターにおいて一元的に発信するほか、保育士を補助する人材の確保を支援します。
- ・ 発達障がい児への支援ニーズの高まりを受けて、子ども心身発達医療センターの診療体制の強化に取り組むとともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。

(障がい者の活躍)

- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などに関する普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員や、解決が困難な相談事案について調査・審議する諮問機関として「三重県障がい者差別解消調整委員会」を設置するなど、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。
- ・ 障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行います。
- ・ 「第 4 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及に取り組むとともに、県有施設等におけるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進するなど、おもいやりの行動でつながる三重づくりを進めます。
- ・ ステップアップカフェ「Cotti 菜」や「三重県障がい者雇用推進企業ネット

ワーク」を活用し、障がい者の雇用への理解促進を進めるとともに、障がい者が能力を生かしていきいきと働き続けることができるよう、企業や就労支援事業所との連携等による多様な働き方のモデル構築など、働きやすい職場づくりの普及に取り組みます。

- ・ 障がい者の社会参画の一層の拡大に向けて、農林水産分野への福祉事業所の参入を促進する人材の育成等を図るとともに、地域が主体となって福祉事業所と経営体とのマッチングを行う仕組みづくりに取り組みます。

(外国人材の受入れ・共生)

- ・ 新たな在留資格制度が施行されることから、国が進める「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、「三重県多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」を設置し、市町や国等関係機関とより密接に連携しながら、生活、就労、教育支援など、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めます。また、多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化をとらえ、「三重県多文化共生社会づくり指針」を改定します。
- ・ 外国人材の県内企業への就職・定着を支援するため、採用ノウハウの提供や労働関係法令の遵守に関するセミナーの開催など、企業側の受入態勢の整備を進めます。また、外国人留学生の総数は増えているものの、県内企業での採用が進んでいないことから、留学生等と県内企業とのマッチングに取り組みます。

(犯罪被害者等支援・交通安全等)

- ・ 犯罪被害者等を支える社会づくりを進めるため、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、相談及び情報提供の充実、二次被害の防止、都道府県では初となる見舞金制度の創設や地域社会における理解の促進など、犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的かつ計画的に行います。
- ・ SNSに起因する犯罪被害を未然に防止するため、中学生・高校生を対象として、運用型LINE広告を活用し、その被害の実態や危険性、未然防止のための手段・方法を訴えます。
- ・ 交通事故死者数の減少に向けて、可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用し、地域の皆さんの要望に応える速度違反取締りを実施します。
- ・ 歩行者等の安全確保を図るため、摩耗した全ての横断歩道に加え、その直近の停止線について一体的に塗り替えを行います。

(人と動物との共生)

- ・ 三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を動物愛護管理の拠点とし、さまざまな手法を活用して殺処分ゼロをめざすとともに、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」の策定に取り組むなど、県民の皆さんや関係団体等と連携し、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けた取組を推進します。

(3) 若者の県内定着につなげるために

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、社会減対策として人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組み、2年連続で減少していた三重県への転入者数は増加に転じ、15歳から29歳までの若者の転出超過数は若干減少しました。しかしながら、三重県全体としての転出超過数は2年続けて4,000人を超え、依然として若者が約8割を占める状況が続いています。次代を担う若者の減少は、企業等の競争力や地域の活力を低下させることから、本県が他県との差別化を図りながら自立的に発展していくためには、若者の県内定着が重要です。

そのため、地域で活躍でき可能性がひろがる「働く場づくり」、一人ひとりが輝き地域から求められる「ひとづくり」、さまざまな「ひと」の思いをつなぎ三重に呼び込む「きっかけづくり」の3つの観点から、若者の県内定着に向けた取組を強力に進めるとともに、最終年度となる総合戦略の見直しを行います。

(働く場づくり)

- ・ 昨年8月に、関係機関とともに発表した「南紀みかん産地拡大宣言」「みえの真珠振興宣言」「伊勢茶輸出プロジェクト輸出拡大宣言」等を踏まえ、輸出拡大をめざす柑橘や真珠、リーディングプロジェクト2年目となる伊勢茶や伊賀米の産地において、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT等の活用によるスマート化を促進し、生産技術の見える化や作業の自動化・効率化を進めます。
- ・ 県内外の若者の県内企業への就労促進を図り、県内定着につなげるため、地域の関係機関等が一体となり、若者・子育て世代にとって魅力ある働く場づくりや地域が求める産業人材の育成を総合的に進めます。
- ・ 若者・子育て世代が安心して働き続けられる環境を整備するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業における中間マネジメント層のイクボスに対する理解を促進し、子育てしやすい職場風土の醸成に向けて、「みえのイクボス伝道師」と連携し、企業経営者等を対象にした意見交換会を実施します。

(ひとづくり)

- ・ 農業をビジネスとして展開できる雇用力のある経営者を養成するため、引き続き「みえ農業版MBA養成塾」を運営するとともに、多様な経営感覚を持った林業人材を育成するため、新たに「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講します。
- ・ 不本意非正規社員の割合が依然として高い状況にある中、やる気のある若者に対して、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップができるよう、能力

開発の機会を確保する取組を進めます。

- ・ 女性の有業率が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになりつつある中、女性が再就職や復職後もいきいきと働けるよう、女性のニーズに合わせた就職支援に取り組みます。
- ・ 航空宇宙産業の人材を育成するため、技術等の習得支援や高校生の製造現場見学会等を行うとともに、食関連産業の高付加価値化を担う人材を育成するため、食関連産業を支える多様な業界、教育研究機関、行政等の関係者で構成する協議会を設置します。
- ・ 実践パイロット校に指定された県立高等学校の生徒が、地域課題や農林水産業・観光等、地域の特色ある産業を通じて、地域住民や職業人と関わりながら実社会での実践活動に取り組むことで、他者と協働する力や、自己と社会の関わりを深く考える力など、社会の変化に対応できる力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。
- ・ 熊野古道世界遺産登録 15 周年を契機として、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえ、熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値が次世代に継承されるよう、東紀州地域の小・中学生が地域に古くから伝わる技術や伝統を体験するほか、地元高校生が地域の魅力を発掘し外国人等を対象にツアーを企画することで、郷土への愛着心と誇りを育み、地域の担い手となる「ひとづくり」を進めます。
- ・ より多くの若者にとって県内での学びの選択肢が増えるように、県内高等教育機関の一層の魅力向上等について、関係者とともに検討を進めていきます。
- ・ 平成 30 年度全国学力・学習状況調査の厳しい結果を受けて、子どもたちの学力向上に向け、市町教育委員会と一層の連携を図り、学校の状況に応じた支援、教員の指導力向上、家庭・地域との連携による子どもたちの生活習慣・学習習慣の確立などの取組を進めます。
- ・ 幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続について、専門家を市町に派遣し、手引きを活用するなど、研修会や公開保育等での指導・助言を通じて、市町における就学前教育の質の向上にかかる取組を支援します。

（きっかけづくり）

- ・ 一人でも多くの方に移住先として三重県を選んでいただけるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、仕事を通じた自己実現を重視する若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりに取り組みます。
- ・ 県内企業の情報発信や就職支援協定締結大学等との連携強化などにより、県内企業へのU・Iターン就職を促進するとともに、県内外の学生と企業の相互に意義のあるインターンシップの普及を図ります。

- ・ 創業・継業等によって地域に必要とされる価値ある企業の創出・存続を図るため、後継者を求める県内の事業者と「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者等とのマッチング支援に取り組みます。
- ・ 三重県が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、多くの人を呼び込み、交流の拡大を図るため、「ジャパンエコトラック伊勢熊野」の登録や東京 2020 オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツツーリズムの拡大、その魅力の県内外への積極的な情報発信などに取り組みます。
- ・ 県プロモーションサイト「つづきは三重で」等での情報発信を引き続き行い、県の認知度向上・イメージアップのためのプロモーション活動を展開していきます。

(4) 強みを生かし国内外から選ばれ続けるために

県内経済は、県内総生産（実質）が過去最高を記録し、有効求人倍率が高水準で推移するなど、生産は増加基調であり、雇用情勢は着実に改善しています。一方で、県内企業における深刻な労働力不足が続いているほか、米中間の通商問題や英国のEU離脱等、世界経済情勢に大きな影響を及ぼす動きがある中で、先行き不透明感が増しています。また、国においては、AI、IoT（Internet of Things）²、ロボット等の革新的な技術に牽引される第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」³の実現を進めることとしています。

こうした中で、概ね10年先を見据え、新しい産業政策の方向性を示した「みえ産業振興ビジョン」に基づき、知恵や知識、技術を「KUMINA OSHI（組み合わせ・繋ぎ直し）」、共感と協創による新しい三重の産業創出に取り組んでいきます。

また、三重県が誇る県産食材や豊富な森林・水産資源等、多様な魅力を生かした農林水産業の競争力強化や成長産業化を進めていきます。

今年は、熊野古道世界遺産登録15周年、四日市港開港120周年を迎えます。観光事業者やDMO等と連携し、魅力的な観光地づくりに取り組むとともに、三重の魅力を国内外に発信し、観光消費額の増加につなげていきます。

さらに、地域経済の活性化や交流人口の増加などにつなげるため、国内外を結ぶ交通ネットワークの整備などに取り組んでいきます。

こうした取組を通じて、伊勢志摩サミット開催の成果である知名度の向上を持続させ、今後も三重県への関心をより一層高め、国内外の皆さんから選ばれ続けるよう、営業力の強化につなげていきます。

（「みえ産業振興ビジョン」の推進）

- ・ 三重の強みである「ものづくり産業」のスマート化を促進し、持続的な発展につなげるため、次世代自動車産業や航空宇宙産業、ヘルスケア産業等の振興、エレクトロニクス関連産業のさらなる競争力強化の促進、ものづくり中小企業の高付加価値化などに取り組めます。
- ・ 県産食材や県産品、県内観光資源など、多様な三重の魅力（特性）を意識して新たな付加価値の創出につなげるため、食関連産業の振興、観光の産業化などに取り組めます。

² IoT:モノのインターネットと訳される。センサーが収集したデータが、ネットワークを経由して蓄積され、これを解析し、活用することで、現実世界に対し、状況に即したサービス提供等が可能になる仕組み。

³ Society 5.0:「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において初めて提唱された。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義している。

- ・ 人口減少と超高齢社会がさらに進展する中、産業政策を通じて地域課題の解決にも貢献していくため、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継などに取り組むとともに、「空の移動革命」に向けた「空飛ぶクルマ」の導入をめざし、離島、過疎地等における実証実験などを促進し、県内事業者による新たなサービス産業の創出に取り組めます。

(国際展開の推進)

- ・ 伊勢志摩サミット関係国や産業連携に関する覚書(MOU)締結国・地域等との行政間ネットワークの強化に努め、企業や大学・行政機関等が連携した具体的な取組につなげるとともに、海外からの投資を呼び込むため、引き続き、外資系企業の誘致にも取り組めます。
- ・ タイをはじめとする、ASEANにおける県内企業の競争力強化を図るため、タイ政府と協力し、バンコクに設置した「三重タイ イノベーションセンター」を活用した取組を推進します。

(産学官連携の推進)

- ・ 東京大学地域未来社会連携研究機構の三重サテライト拠点や三重大学地域拠点サテライト等と協力し、産学官連携を進め、県内産業の競争力強化や地域課題の解決へとつなげていきます。

(農林水産業の競争力強化・成長産業化)

- ・ アジアを中心に世界的な日本食ブームが続く中、柑橘や活カキ等、輸出先国・地域のニーズに合った高品質な県産農林水産物の輸出拡大に向けた販路開拓などの取組を支援します。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに関連するさまざまな場面において、県産食材が一品でも多く活用され、大会後の恒常的な取引へと発展させていくため、国際水準GAP等の認証取得促進の取組をさらに加速させるとともに、ケータリング事業者等への戦略的なプロモーションを実施します。
- ・ 森林経営管理法の施行や「森林環境譲与税(仮称)」の導入など、森林・林業施策の大きな転換点を迎えるにあたり、平成30年度に改定する「三重の森林づくり基本計画」に基づき、森林・林業のあるべき姿の実現に向けて、関係者が一丸となって、三重の新たな森林づくりをスタートします。
- ・ 水産資源の適切な管理と水産業の成長化の両立をめざし、国の水産政策の改革を踏まえ、重要魚種の種苗生産や放流等により資源の増大を図るとともに、より効果的な資源管理の実践に向けて、漁業者による資源管理計画の策定やブラッシュアップなどに取り組めます。また、競争力ある水産業をめざして「三重県水産業・漁村振興指針」の改定に取り組めます。

(観光振興、情報発信)

- ・ 観光を稼げる産業とするため、リピーターや三重ファンの増加に向け、デジ

タルツールを活用した観光マーケティング活動の仕組みを確立し、より戦略的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげるよう取り組みます。

- ・ 「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)をキャッチフレーズに、三重県観光のブランディングに取り組みます。欧米・アジアからの富裕層や増加する個人の外国人旅行者(FIT)の誘客に向けて、特に旅行のトレンドをリードするミレニアル世代に対して影響力を有するSNSを活用し、「客が客を呼ぶサイクル」を構築するため、インスタグラム「visitmie」等による情報発信を充実するとともに、近隣自治体等と連携したインバウンド誘致を進めます。併せて、地域に大きな経済波及効果を生み出す国際会議等MICE誘致も進めます。
- ・ 本県観光のゲートウェイ(玄関口)として、開港120周年の節目を迎える四日市港、鳥羽港をはじめ、県内へのクルーズ船の誘致と受入体制の充実に取り組みます。
- ・ 熊野古道世界遺産登録15周年を迎えるにあたり、市町、関係団体等で組織する実行委員会により、インバウンドも含めた情報発信を地域一体となっていくなど、国内外から熊野古道への来訪を促進する取組を進めます。また、奈良県、和歌山県や中部各県等と連携し、欧米豪を中心としたFITを主なターゲットに、東紀州地域の戦略的な情報発信・誘客促進に取り組みます。
- ・ G20大阪サミットの機会をとらえ、伊勢志摩サミット開催地である本県の情報発信などを進めていきます。

(交通ネットワークの整備)

- ・ 地域経済の生産性向上や地方創生を進める基盤となる広域交通ネットワークの形成に向けて、引き続き、東海環状自動車道の県内区間の延伸、紀伊半島のミッシングリンクの解消など、高規格幹線道路の整備を着実に進めます。
- ・ リニア中央新幹線について、2027年に先行開業する東京・名古屋間事業の情報共有や、中部圏への波及効果を高める取組を東海三県一市が連携して進めます。また、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定や、その前提となる環境アセスメントの着手に向けて、関係府県、JR東海等との連携体制のもと強力に取組を進めるとともに、リニア事業への県民の気運醸成を図ります。
- ・ 中部圏における代表的な国際貿易港である四日市港は、外貨コンテナ取扱量が、平成29年から2年連続で過去最高を更新しました。引き続き、三重県経済を支える物流港としての機能強化に取り組みます。

(消費税増税への対応)

- ・ 10月に予定されている消費税率の引上げについて、前回の税率引き上げ時の経験を踏まえ、地方の消費への影響が大きいことから、国の経済対策を注視しつつ、的確に対応していきます。

(5) スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が来年の夏に、本県での開催が正式決定した三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が再来年に迫り、スポーツへの関心や県出身選手の活躍への期待が高まる絶好の機会となります。

出場選手の皆さんの活躍と県内高校生等による最高のおもてなしで成功裏に終わった、インターハイ「2018 彩る感動 東海総体」の成果を、2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげていくため、両大会の開催準備を着実に進めていきます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、多くの県民の皆さんがさまざまな形で参画していただくことで、スポーツを通じた元気な三重づくりに取り組んでいきます。

(国体等開催に向けた準備)

- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、引き続き、会場地市町や各競技団体等と緊密に連携し、県民の皆さんとともに、「オール三重」で開催準備に取り組んでいきます。
- ・ 両大会の開・閉会式の式典について、三重県らしさを盛り込んだ内容となるよう、専門委員会で検討を進めます。また、競技会場の整備や円滑な運営のため、会場地市町や競技団体と会場利用の設計を進めるとともに、宿泊施設確保に向けた取組を進めるほか、安全かつ確実な輸送ができるよう輸送計画の策定に取り組めます。
- ・ 両大会の開催気運を一層高めていくため、引き続き、広報ボランティア等とともに広報を行うほか、「とこわか運動」(県民運動)の取組が県内全域で行われるよう、市町や競技団体等と連携し、学校や企業などあらゆる主体に幅広く働きかけていきます。
- ・ 「三重県競技力向上対策基本方針」で位置付けた躍進期を迎えるにあたり、躍進期の目標である国体の男女総合成績 10 位以内を獲得するため、各競技団体の現状に即した効果的な強化対策に着実に取り組み、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。
- ・ 三重とこわか国体において少年種別の選手となる年齢層(ターゲットエイジ)が、平成 31 年度から順次高校生となることから、このターゲットエイジを中心に、ジュニア・少年選手の育成・強化を図ります。
- ・ 指導者を養成・確保し、三重とこわか国体後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を充実します。
- ・ トップアスリートの県内定着に向けて、競技団体と緊密に連携し、県内企業

等の協力を得て、選手の県内受入れを一層拡大するとともに、県内に定着したアスリートが、今後の国民体育大会等国内外の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。

- ・ 三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成に取り組むとともに、練習環境の整備を進めます。また、障がい者スポーツを支える関係者を養成するなど、障がいのある人が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進め、障がい者スポーツの裾野の拡大を図ります。

(東京 2020 大会への対応)

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催気運を高めるとともに、地域活性化につなげるため、市町及び関係機関と連携して事前キャンプ地誘致に取り組んだ結果、カナダの体操、アーティスティックスイミング、レスリング、英国のparaswimmingチームの事前キャンプ実施が決定しました。これらの事前キャンプの受け入れ準備を進めるとともに、引き続き、新たな誘致の実現に向けて取り組みます。また、東京 2020 大会に県民の皆さんが「オール三重」で参加する貴重な機会となる聖火リレーについて、県内市町や関係機関等の協力を得て、ランナー選定や各種行事の計画立案、広報活動等、本格的な運営準備を進めます。

(国体後を見据えた取組)

- ・ 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会後も見据えた競技力の維持・向上に取り組むとともに、大規模大会のレガシー（遺産）の継承や、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めます。
- ・ 「オール三重」で応援できる県内初のJリーグチーム誕生をめざし、三重県サッカー協会を中心とした「Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」の運営に参画し、引き続き、官民一体となって取り組みます。

2 政策展開の基本方向に沿った取組

「1 注力する取組」に加え、「みえ県民カビジョン」の政策展開の基本方向に沿ってそれぞれの取組を推進していきます。

(1) 守る

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

(防災・減災)

- ・ 県内外で頻発する災害の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、地域での「共助」の取組の活性化に向けた効果的な課題解決手法を検討し、手引書の作成に取り組むとともに、引き続き、学校における防災教育の推進に取り組めます。また、県と市町が一体となった防災体制を強化するため、平成 30 年度に作成する「三重県市町受援計画策定手引書」や「市町タイムライン基本モデル」を活用して市町の取組を支援するとともに、引き続き、木造住宅の耐震化の促進に取り組めます。
- ・ 激甚化・頻発化する洪水・土砂災害・高潮や南海トラフ地震等の地震・津波による被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備や耐震対策等を進めます。また、河川の堆積土砂撤去や雑木の伐採について、引き続き、関係市町とともに、優先度等を検討しながら取り組めます。

(命を守る)

- ・ 地域医療構想の達成に向けて、各医療機関の 2025 年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を図っていくとともに、救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援します。また、周産期死亡率のさらなる改善に向けて、周産期医療に係る機能分担と周産期医療関係者の連携強化を図ります。さらに、国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めるとともに、引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。加えて、県立一志病院については、三重大学とも連携しつつ、引き続き、総合診療医の育成拠点施設として活用し、地域医療を担う人材の育成に取り組めます。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、在宅医療・介護連携や介護予防・自立支援に関する研修会の開催、地域ケア会議へのアドバイザーの派遣などにより、市町を支援します。また、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、療養病床から介護医療院等への転換を支援します。さらに、10 月からの介護人材のさらなる処遇改善について、円滑な施行を図ります。

- ・ がんに対する正しい知識の普及啓発や、がん教育の充実に取り組むとともに、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組む市町を支援します。また、緩和ケアの推進や、がん患者とその家族のための相談、関係機関と連携した就労支援等を実施します。
- ・ 関係機関・団体と連携して食育活動の推進に取り組むとともに、医療、介護関係者等と連携した歯科保健対策の推進に取り組みます。また、ひきこもりへの支援について、相談対応事例の調査結果を分析したうえで、本人や家族への途切れのない支援体制の検討を行います。

(共生の福祉社会)

- ・ 障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組むとともに、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない受け皿整備を進めます。また、福祉事業所等における工賃向上等に向けて、共同受注窓口の運営を支援します。さらに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、精神障がい者の地域生活を支援します。
- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用等を支援するとともに、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動支援及び一斉改選に取り組みます。また、地域共生社会の実現等に向けて、新たな地域福祉支援計画と地方再犯防止推進計画を策定します。

(暮らしの安全を守る)

- ・ 安全で安心できる県民生活を確保するため、多様な主体と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進します。また、県民の皆さんに不安を与える重要犯罪等の早期かつ徹底検挙を図るとともに、交番・駐在所の建て替え整備など、警察活動を支える基盤の強化を図ります。
- ・ 「第10次三重県交通安全計画」及び「第2次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」を踏まえ、交通安全思想の普及・浸透を図るため、交通安全県民運動を展開するほか、安全な交通環境を整備するなど、効果的な交通事故防止対策を推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進します。
- ・ 商品等や商取引の多様化、複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生していることなどから、県消費生活センターにおける専門的な相談対応や消費者啓発に加え、市町への助言等を行うとともに、高齢者等の消費者トラブル防止や2022年度に施行される改正民法の成年年齢引き下げを見据えた若年者向けの啓発に取り組みます。
- ・ 危険ドラッグ等の薬物乱用防止、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査、後発医薬品の適正使用の推進に取り組むとともに、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬局・薬剤師を対象とした研修会の開催や病院・薬局等の勤務経験のある

薬剤師の復職支援に取り組みます。

- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導等を実施するとともに、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応する必要があることから、改正食品衛生法を周知するほか、相談対応等必要な支援を行います。また、高病原性鳥インフルエンザや豚コレラ等家畜伝染病の発生予防と発生時の迅速な対応を図るため、生産者等との連携強化や防疫研修等を実施します。
- ・ 感染症の予防や感染拡大防止に向けて、感染症情報化コーディネーターの資質向上や普及啓発のための推進者の養成とともに、社会的影響の大きい感染症が発生した場合に備え、医薬品の備蓄更新や関係機関と連携した訓練等を実施し、体制の充実を図ります。また、麻しん（はしか）やインフルエンザ等については、ワクチン接種の勧奨や啓発活動に取り組みます。
- ・ 野生鳥獣による被害の減少に向けて、集落ぐるみで獣害対策に取り組む体制づくりをはじめ、効果的な侵入防止柵の設置や加害獣の捕獲を進める被害防止、生息状況のモニタリングに基づき、ニホンジカ、イノシシ、サル、カワウ等の捕獲を進める生息数管理を実施するとともに、獣肉等の利用促進に向けて、「みえジビエ」のさらなる安全性や品質の確保、県内全域の安定供給体制の構築に取り組むなど、総合的な鳥獣害対策を実施します。

(環境を守る)

- ・ 脱炭素社会に向けた世界的な潮流を踏まえ、家庭や事業所での省エネルギーや再生可能エネルギーの導入などの取組を促進し温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、地球温暖化による気候変動とその影響に関する情報提供等により、気候変動の影響に適応するための取組を進めます。
- ・ 循環型社会の構築に向けて、環境負荷低減の観点から食品ロスの削減や地域での資源の有効利用、使用済小型家電の再資源化の取組などにより、廃棄物の3Rと適正処理を推進します。また、PCB廃棄物の処理期限内の適正処理を進めます。さらに、不適正処理の未然防止や早期対応のため、監視指導を行うとともに、不適正処理4事案については、2022年度までに対策が完了するよう、着実に取組を進めます。RDF焼却・発電事業については、事業終了に向けて、関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう支援するとともに、発電所の安全・安定運転に取り組みます。
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境、景観を守っていくため、県民の皆さんの参画を得ながら、希少野生動植物や里地・里山・里海の保全活動をはじめ、自然公園や自然歩道、三重県自然環境保全地域等の適正な維持管理を進めます。
- ・ 大気環境と水環境の状況を監視するとともに、工場等に対し法令遵守の徹底などを図ります。また、第8次水質総量削減計画に基づき、伊勢湾への汚濁負荷削減に取り組むほか、生活排水処理施設の整備を促進します。さらに、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組も展開します。

(2) 創る

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

(人権の尊重と多様性を認め合う社会)

- ・ 人権が尊重される社会の実現に向けて、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権教育・啓発等の取組を進めるとともに、人権施策を総合的に推進するため、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定に取り組みます。
- ・ 県民一人ひとりが、性別等に関わらずその個性と能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、「ダイバーシティみえ推進方針」の考え方の浸透や男女共同参画意識の普及等を図るとともに、女性活躍推進法に基づき、女性が一層活躍できる環境整備が進むよう取り組みます。
- ・ 在留外国人の増加が見込まれる中、引き続き、文化的背景の異なる人びとと共に築く地域社会をめざし、多文化共生に向けた情報や学習機会等の提供、外国人住民の安全で安心な生活への支援などに取り組みます。

(学びの充実)

- ・ 子どもたちの学力と社会参画力を育成するため、引き続き、学校・家庭・地域が一体となって「みえの学力向上県民運動」に取り組みます。また、地域の魅力や課題を知り、解決方法を考え実践する人材の育成や、伊賀白鳳高校建築デザイン科の4月設置など、グローバルな視点で活躍できる力の育成に取り組むとともに、地域や企業と連携したキャリア教育を推進します。
- ・ 子どもたちに豊かな心を育み、郷土への理解・愛着を深めるため、道徳教育や郷土教育を推進するとともに、子どもたちが読書経験や本の楽しさを伝えあう取組などを通して、読書習慣の定着を図ります。
- ・ 子どもたちの健やかな身体を育成するため、遊びやスポーツの機会の拡充を通して、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組めます。また、運動部活動指導員を学校に配置し、運動部活動の指導体制を充実するとともに、教員の負担軽減を図ります。
- ・ インクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進するため、パーソナルカルテを活用した支援情報の円滑な引継ぎを促進するとともに、新たに高等学校における通級指導を行うなど、支援体制の充実を図ります。
- ・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むとともに、不登校の状況にある子どもたちへの支援や暴力行為の防止に、学校や家庭、地域、関係機関が連携して取り組み、子どもたちが安心して

学ぶことができる環境づくりを進めます。

- ・ 地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティスクールの導入に向けた支援や、地域の人材等を活用した学習の充実などに取り組みます。また、中長期的な視点からの教育施策を展開するため、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。さらに、教職員の働き方改革を推進し効果的な教育活動ができるよう、スクールサポートスタッフを配置します。私立学校に対して、個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援します。
- ・ 「高等教育コンソーシアムみえ」の自立運営に向けた取組を支援するとともに、「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」の取組により、産学官の交流の機会を増やします。また、県内の条件不利地域への居住等を条件として、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。
- ・ 県民の皆さんが文化にふれ親しみ、支え、創造できるよう、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能強化」、「歴史的資産等の継承・活用」などの5つの方向について取組を進めます。開館5周年の節目を迎える総合博物館（MieMu）をはじめ、各県立文化施設が多様な展覧会、イベント等を開催することにより、三重の文化の魅力を発信します。

（希望がかなう少子化対策の推進）

- ・ 子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、活動するとともに、地域においてさまざまな主体が子育て家庭を支えることができるよう、市町と連携し、子育て家庭の支援に関心や意欲のある方、祖父母等を対象にした人材育成に取り組みます。
- ・ 妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築を支援します。また、不妊治療費の助成や不妊専門相談を実施します。
- ・ 就学前教育等を担う人材の資質向上を推進するとともに、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援します。また、家庭教育の充実に向けた気運醸成や市町と連携した取組を進めます。
- ・ 施設において家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化等を進めるとともに、多機関連携、協同面接、アドボケイト（代弁・擁護者）養成など、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。

（スポーツの推進）

- ・ 開催が間近に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピックや 2021 年に本県で開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会をチャンスと捉え、これらを契機に、スポーツを「する」「みる」「支える」機会が増え、三重県全体でスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。また、運動・スポーツ実施率の向上に向けて、スポーツ推進月間における啓発活動を実施するとともに、自転車通勤やひと駅歩きなど、手軽に始められる

健康習慣も運動の一つであることを意識付けるような啓発にも努めます。

- ・ 「三重県障がい者スポーツ大会」や「三重県ふれあいスポレク祭」を開催し、障がいのある人の運動・スポーツへの参加意欲の向上と参加機会の充実を図ります。また、地域の障がい者スポーツ体験会等の開催を支援するなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

(地域の活力の向上)

- ・ 南部地域においては、南部地域活性化基金等を活用し、定住の促進や働く場の確保に向けて、複数市町が連携する取組を支援するとともに、地域おこし協力隊の人材育成や関係人口の拡大に取り組みます。
- ・ 中山間地域等において、住民等が主体となったコミュニティの維持や生活サービス機能の確保等に向けた活動を担う人材の育成を支援するとともに、農業を起点とした新たな雇用の創出、農業・農村や藻場・干潟が有する多面的機能の維持・発揮などに取り組みます。また、過疎・離島・半島地域については、地域の自立促進、活性化に向けて、それぞれの計画等に基づき支援します。
- ・ 社会づくりの主要な担い手として期待されるNPOや地域の将来の担い手として期待される若者が、地域の課題解決に取り組めるよう、中間支援団体と連携したNPOへの支援や若者と地域との協創による取組を情報発信していきます。
- ・ 魅力と活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化し、地域・市町の実情に応じた地域づくりを支援します。
また、木曾岬干拓地については、2月から干拓地北側の一部において、立地企業の募集を開始し、都市的土地利用に向けた企業誘致の取組を進めます。

(3) 拓く

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

(農林水産業)

- ・ 「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、水田のフル活用と優良種子の安定供給、担い手への農地の集積・集約化、TPP11や日EU経済連携協定(EPA)の発効に伴う食のグローバル化に対応した対策の強化などを進めるとともに、建築用材を中心とした県産材の需要拡大と木材生産の増大、森林の経営管理に関する新たな制度の推進による森林の多面的機能の維持・増進、水産資源の適切な管理等による持続可能な水産業の確立、産業としての成長を支える農林水産基盤の整備などを進めます。
- ・ 食品メーカーや流通販売事業者等との連携による県産農林水産物の高付加価値化に取り組むとともに、6次産業化に取り組む生産者等への支援を実施します。
- ・ 次代の農林水産業や地域を担う人材を確保・育成するため、インターンシップや就業フェア等を通じた就業情報の提供や、就業後の定着を促す取組を推進するとともに、経営体等の法人化・協業化に向けた支援を行います。

(強じんて多様な産業)

- ・ 地域の雇用や経済、社会を支え、重要な役割を果たしている中小企業・小規模企業の振興を図るため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、事業承継や生産性向上など、地域の実情や事業者の特性に応じたきめ細かな支援に取り組めます。また、伝統産業・地場産業の事業者による付加価値の高い商品開発・販路開拓の取組等を支援するとともに、三重の日本酒の販路拡大及びブランド価値の向上に向けて、引き続き、ヨーロッパにおいてプロモーションを行います。
- ・ 県内ものづくり企業の技術高度化、ICT化による生産性向上等の支援、産学官連携のさらなる促進により、ものづくり産業の高付加価値化を図ります。
- ・ 「食」関連産業のステージアップに向け、商品の付加価値向上及び国内外における販路開拓支援、人材育成等に取り組めます。
- ・ 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県内企業の技術と地域資源を生かした環境・エネルギー関連産業の振興に取り組むなど、本県経済を成長に導く産業の集積・育成を図ります。
- ・ 新たな企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供等により、成長産業の設備投資、スマート工場化や外資系企業の拠点など、国内外からの高付加価値化につながる投資や、地域経済を牽引する事業への投資促進に取り組めます。

(世界に開かれた三重)

- ・ 「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、産学官金一体のプラットフォームである「みえ国際展開推進連合協議会」を核にオール三重での国際展開を推進するとともに、駐日大使館等とのネットワークの維持・強化や産業連携に関する覚書（MOU）締結先等との交流促進に取り組みます。
- ・ 新名神高速道路の県内区間全線開通や改元等を踏まえ、SNS等を活用した国内外からの個人旅行者の誘客促進等に取り組むとともに、宿泊業の働き方改革や、バリアフリー観光、観光客の防災対策等の受入環境の充実を図ります。
また、新時代にふさわしい、新たな観光振興基本計画の策定に取り組みます。
- ・ 三重の認知度向上やネットワークの強化・拡大を図るため、首都圏、関西圏、中京圏及び海外に向けた戦略的な情報発信と営業活動を進めるとともに、県内市町、事業者等と連携し、県産品の販路拡大・誘客促進に向けた取組を進めます。

(雇用の確保と多様な働き方)

- ・ 若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点に、県内企業の魅力を県内外へ発信するとともに、就職相談から企業とのマッチングに至るまでのきめ細かな就労支援に取り組みます。
- ・ 企業における働き方改革を地域内に展開させるとともに、障がい者や女性、高齢者、外国人等、誰もが個々の能力を発揮して働き続けられる環境づくりを進めます。

(安心と活力を生み出す基盤)

- ・ 国道167号磯部バイパスや国道421号大安ICアクセス道路等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた県管理道路の整備を推進します。特に、国道169号土場バイパスや県道四日市関線等の供用をめざします。また、舗装の維持管理については、「三重県道路舗装維持管理基本計画」を改定し、同計画を踏まえた修繕を進めます。さらに、緊急輸送道路に指定された街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備など、都市基盤の整備を推進します。
- ・ 県民の皆さんや来訪者の移動に不可欠な鉄道や地域間バス等の公共交通網の維持・確保、中部国際空港等の利用促進や二次交通の強化など、公共交通機関の利便性の向上を促進するとともに、高齢者や学生、子どもを主な対象としたモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・ 水の安全・安定供給のため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。また、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の大規模災害が想定される区域においては、災害後の復旧・復興を迅速に進めることができるよう、重点的に地籍調査を推進します。

3 行政運営

平成31年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度にあたるため、目標達成に向けて着実に取組を進めるとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、社会情勢の変化や国の動きを踏まえ、今後の三重づくりの指針となる計画の見直しに取り組んでいきます。また、教育・人づくりを取り巻く情勢の変化を踏まえ、「三重県教育施策大綱」を改定します。

(行財政改革の推進)

「みえ県民カビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、県政運営の変革を促進する「第二次三重県行財政改革取組」について、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、全庁的に推進します。

「協創・現場重視の推進」では、現場インターン制度等の活用により、職員の現場感覚をさらに高め、協創の推進を図ります。

「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」では、モバイルワーク等のテレワークによる職員の働き方の見直しに向けた検討などを行います。また、機動的な財政運営の確保のために策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において、県有施設の見直しによる維持管理費の抑制に取り組むなど、3年間の取組の最終年度を迎えるにあたり、財政健全化に向けた道筋を確実につけるという強い使命感を持って取組を進めます。

「残された課題への的確な対応」では、県民の信頼を損なうような不適切な事務処理や職員の不祥事の防止に向け、コンプライアンスの徹底を図るため、平成30年度末に取りまとめる再発防止策を着実に実施していくとともに、コンプライアンス懇話会等において取組の検証や評価を行い、より実効性のある取組を進めます。また、県行政の諸活動に対する県民の皆さんへの説明責任をより一層果たすために、公文書等管理条例（仮称）の制定を通して職員の意識を高め、公文書の適正管理のさらなる徹底に取り組めます。

平成31年度は「第二次三重県行財政改革取組」の最終年度であり、全ての具体的取組における目標達成に向けて全力で取り組むとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、次期の取組のあり方について検討します。

(平成31年度当初予算のポイント)

平成31年度当初予算の特徴は次の4点です。

- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度のため、目標達成に向けて県政の諸課題の解決を着実に推進

- 統一地方選挙を踏まえ、通常分の公共事業費を前年度当初予算の80%程度として機械的に計上するなど「骨格的予算」として編成しつつ、県民生活の安全・安心を守るための取組など喫緊の課題への対応については、新規事業も含めて計上
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応については、公共事業費を別途所要額で計上し、防災・減災対策に万全を期す
- 一方で、持続可能な行財政運営に向けて、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直し
とりわけ、本方針に掲げた5つの柱に対しては、重点的な資源配分としています。

(平成31年度組織改正等のポイント)

平成31年度の組織機構及び職員定数については、最終年度にあたる「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の目標達成に向けた所要の改正を行い、県政の諸課題の解決を着実に推進していきます。

- 児童相談体制の強化
 - ・ 県内における児童虐待が依然として深刻な状況にある中、特に北勢児童相談所管内の鈴鹿・亀山地域における児童虐待相談件数は直近3年間で倍増しており、中勢児童相談所の児童虐待相談件数に迫る状況であることを踏まえ、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、新たに「鈴鹿児童相談所」を設置し、虐待通告への一層迅速な対応や、介入型支援の強化を図ります。
 - ・ 児童福祉法改正に伴う児童福祉司の配置標準の見直しを踏まえ、児童相談所の職員定数を増員し、よりきめ細かな相談体制を整備することで、児童虐待防止対策のさらなる強化を図ります。
- スポーツ施策の推進体制の強化
 - ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を2年後に控えることから、「全国障害者スポーツ大会課」を設置し、本格化する三重とこわか大会の準備・運營業務に的確に対応していきます。
 - ・ 競技力向上に向けた取組を加速できる体制を整備し、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。
 - ・ スポーツを通じた地域の活性化を推進する体制を整備し、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致や聖火リレーの取組等にも一層注力していきます。

- コンプライアンス及び内部統制推進体制の整備
 - ・ 不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生している中、現行の「コンプライアンス・労使協働推進監（課長級）」に加えて、新たに次長級の「コンプライアンス総括監」を設置し、現在、コンプライアンス推進会議の座長を務める総務部副部長が兼務することとし、県民の皆さんからの信頼回復に向け、組織として全庁的なコンプライアンスの推進を徹底します。
 - ・ 行財政改革推進課内に「コンプライアンス・内部統制推進班」を設置し、コンプライアンスの一層の推進と 2020 年度から導入する内部統制制度の運用に一体的に取り組む体制を整備し、県民の皆さんに適正な行政サービスを提供していきます。
- 流域下水道事業への公営企業会計導入に伴う体制整備
 - ・ 現行の「下水道課」を、経営戦略の策定など経営基盤の強化に向けた取組を担う「下水道経営課」と、下水道施設の整備や改築などの計画・実施を担う「下水道事業課」に再編することで、2020 年度から流域下水道事業へ導入する公営企業会計に的確に対応し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していきます。
- インフラ機能の確保及び施設防災危機管理体制の強化
 - ・ 企業庁に「施設防災危機管理監（課長級）」を設置し、重要な社会インフラである水道・工業用水道施設の耐震化や被災時の早期復旧を着実に推進し、自然災害等による県民生活・県内経済への影響を最小限にとどめ、安全で安心な水道サービスを提供していきます。

（ワーク・ライフ・マネジメントの推進）

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、「ワーク・ライフ・マネジメント」を積極的に推進します。時間外勤務の削減、男性職員の育児参画などについては、これまでの取組により一定の成果が現れていますが、平成31年度時点の全庁目標に向けて取り組んできたことから、区切りの年度として着実に取組を進めるとともに、これまでの取組を検証し、今後の方向性を定めます。

また、教職員についても、子どもたちと向き合う時間を大切にし、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、業務の効率化、総勤務時間縮減に努めます。具体的には、時間外労働時間の削減時間や全ての公立学校において統一して実施する項目を設定し、弾力的な勤務時間制度の活用、長時間労働者の計画的な削減、調査・会議の見直し、専門家や外部人材の活用等の取組とともに、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた取組を進めます。

4 県民の皆さんからの信頼回復に向けて～コンプライアンスの推進～

コンプライアンスの徹底については、継続して取り組んできたにも関わらず、平成30年度に入っても、障がい者雇用率の算定誤りなど県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生しています。

事案が発生する都度、県民の皆さんの信頼を損なう事態となっていることを、全ての職員が重く受けとめ、県民の皆さんからの信頼回復に向けて、「再発防止に向けた取組」について、可能なものから直ちに着手するとともに、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。

○再発防止に向けた取組

(1) 外部視点の導入

コンプライアンス懇話会等において取組の検証や評価を行うなど、三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からチェックを受けることとします。

(2) 全庁的な推進体制の強化

職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透していなかったことを反省し、新たに「コンプライアンス総括監」を設置するなど、全庁的な推進体制の強化を図ります。

(3) 職員一人ひとりの意識の向上

① コンプライアンスを「自分事」とできる仕組みの構築

職員一人ひとりが、なぜ、コンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのか、を他人事ではなく、自分の事として理解して、取り組めるよう、仕組みを整えます。

② 正確性を重視することの徹底

業務の内容に応じて、スピードや効率性と正確性のバランスをとることが重要であることを、「職員の業務遂行にあたっての行動指針」等を通して徹底します。

③ 職員倫理の徹底

職員倫理に関する職員の意識を向上させるため、繰り返し、職員に徹底を図ります。

(4) 職員の事務処理能力の向上

① 業務に関する専門知識の向上

職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、業務に関する職員研修を充実強化します。

② マネジメントに関する能力の向上

組織で業務を実施していくために、管理職等が必要とする能力の向上や班長(課長)代理が求められている役割を果たすために必要な能力を習得するための職員研修を実施します。

(5) 的確な業務の進め方の徹底

① 業務の標準化、見える化の徹底

これまででも職場によっては取組を進めてきていますが、職員の人事異動等があっても、的確に業務を実施できるように、業務の標準化、見える化を各職場において、徹底していきます。

② 具体的なチェック手法の共有

チェック機能の強化に向けて、各職場、業務に応じたチェック手法を適切に選択するために、全庁的に手法の共有を進めます。

(6) 組織の仕組みや体制の見直し

① 適切な業務分担の徹底

組織運営上、班長(課長)、班長(課長)代理等が果たすべき役割が十分に機能していない場合があるとの反省に立ち、それぞれの職場の状況に応じた業務分担を徹底します。

② 職場で支え合う体制づくり

組織的に円滑に業務を進めていくために、職場でのコミュニケーションの活性化を進めるとともに、職場での相互支援体制を強化していきます。

③ 非違行為等に関する処分の厳格化

職員個人に起因するところの大きい故意等による非違行為、不祥事については、一層の厳格化を図ります。

※上記に掲げた「再発防止に向けた取組」については、現在も引き続き検討を重ねているところであり、平成 30 年度内に取りまとめる予定です。その内容を踏まえ、最終案(確定版)において修正を予定しています。

5 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、県民の皆さんと「協創」を。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。
- 県内や組織内のみで内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にす。

心得3：現場重視とスピード感・正確性のバランスを考慮した的確な対処

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省き正確性を損なうことなどがあってはならないが、何事もスピード感と正確性のバランスを考慮し、タイミングを逃さず、的確に対処。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
 ①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）
 ②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）
 ③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）
 につなげる。この「3P1運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。